

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 11 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

私が学生の時に、自宅に国民年金の請求通知書が来たため、父が一括納付する旨を私に言っていたことを記憶している。

当時の、加入手続及び保険料納付の詳細については、亡くなった父から聞かされていないため、定かではないが、父が私の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外は国民年金保険料の未納期間は無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親も、申立期間の国民年金保険料を納付済みであることから、申立人及びその父親は、国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、昭和 62 年 4 月頃と推定され、申立人が 20 歳に到達した 59 年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられるが、申立期間②の直前の 62 年 4 月分の保険料は同年 12 月 28 日に現年度納付されていることから、申立人の父親は、所持していた昭和 62 年度分の納付書により、申立期間②の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立期間②の直後 2 年間における保険料の納付日を見ると、毎月、期限内に納付されていることが確認できるが、このうち、約 1 年間は申立人の父親が納付していたとする申立人の供述を踏まえると、申立期間②のみを申立人の父親が納付していないのは不自然である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号の払出時点では、過年度納付となり、また、申立期間①のうち、昭和 60 年 2 月以前は時効のため保

険料を納付できない期間であるなど、申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年10月から3年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②については、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年2月17日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年1月の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年10月1日まで
② 平成5年1月31日から6年5月1日まで

私は、A社に在籍中は、昇給したことはあっても減給したことはないにもかかわらず、申立期間①の標準報酬月額が引き下げられている。年金事務所で平成5年2月17日に処理をされた標準報酬月額については訂正してもらったが、訂正後の標準報酬月額（15万円）は、当初記録されていた標準報酬月額（18万円及び20万円）と比べて、まだ低いので記録を訂正してほしい。

また、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は平成5年1月31日となっているが、6年4月末まで勤務したと記憶しているので、申立期間②についても調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは20万円と記録されていたところ、4年3月6日付けで、それぞれ15万円に訂正されており、また、役員を含む従業員23人につ

いても同日付けで標準報酬月額の減額処理（39件）が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の複数の同僚は、「申立期間当時、会社の経営状態は良くなかった。」としており、元役員は、「社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から従業員全員の給料を6か月遡って10万円ぐらいにした場合の社会保険料の試算額を示されたこともあった。」と供述している。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと認められず、申立人について2年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年10月から3年9月までは18万円、同年10月から4年9月までは20万円に訂正する必要がある。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は平成5年1月31日と記録されているところ、当該資格喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月31日以降の同年2月17日に行われていることが確認でき、また、役員及び同僚の供述から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月31日において、事業は継続しており、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失の処理が行われた同年2月17日とするのが妥当である。

なお、平成5年1月の標準報酬月額については、当該事業所における4年12月のオンライン記録から20万円とすることが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成5年2月17日から6年5月1日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に6年4月30日まで継続して勤務していたことは認められるものの、同僚が保管していた給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人は当該事業所で健康保険の被保険

者の資格を喪失した後に健康保険継続療養を受給していることが確認できる上、申立期間②において国民年金の資格を取得し保険料を納付していたことも確認できる。

このほか、申立期間②のうち、平成5年2月から6年4月までの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成5年2月17日から6年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和62年3月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月15日から同年3月5日まで

私は、昭和57年2月1日から62年9月30日までA社に勤務した。その間、同社B事業所（適用事業所は同社本社）から同社C事業所へ異動したが継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した従業員台帳、雇用保険の加入記録及びD企業年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和62年3月5日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和62年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和58年1月及び同年2月

私は、毎月、国民年金保険料の集金に自宅に来ていた集金人に保険料を渡し、納付通知書に集金人の預り印を押してもらい、領収証書は1期(3か月)ごとに受取っていた。

年金事務所の記録では、私は昭和58年1月5日に任意加入被保険者の資格を喪失し、申立期間は未加入とされているが、保管している「昭和57年度国民年金印紙代金納付通知書」には、57年4月から58年2月までの保険料の預り印が押してある。

申立期間の領収証書は受取っていないが、納付した保険料について、集金人から返金されたり、還付を受けたりしたことは無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する「昭和57年度国民年金印紙代金納付通知書」には、昭和58年1月及び同年2月の保険料について、集金人の預り印が押され、預り日とみられる日付が記載されていることから、申立人は、申立期間の保険料を集金人に預けたことは確認できる。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持するA市発行の2冊の年金手帳には、いずれも申立人が任意加入被保険者として昭和47年12月28日に資格取得し、58年1月5日に被保険者資格を喪失したことが記載されている上、付加保険料の欄にも同日の資格喪失日が記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和57年度第1期から第3期までの国民年金保険料の領

収証書は保管しているものの、申立期間に係る第4期の領収証書は集金人から受領していないため保管していないとしているところ、第1期から第3期までの領収書の保険料納付日は各期の月末から翌月までの日付であることが確認できることから第4期の保険料のA市への収納は3月末から4月上旬に行われるとみられること、及び申立人が保管する前記の納付通知書には昭和58年3月の保険料の預り印が押されていないことを踏まえると、当該保険料の集金時までに、申立人の被保険者資格喪失の事実及び資格喪失後となる申立期間の保険料の預かりの事実が確認されたことから、集金人から申立期間の保険料の返金等が行われたため、領収証書は発行されなかったと考えるのが自然である。

さらに、A市では、「申立期間当時は期ごとの納付書による納付方式であり、集金人は集金した保険料を金融機関への入金等により保管した後、3か月分の保険料をまとめて納付期限までに期ごとの納付書により市役所又は金融機関に収納し、領収証書を後日、被保険者に渡していた。また、期ごとの納付書では2か月分の保険料を納付することはできず、市役所窓口において別途、月ごとの納付書を発行する手続が必要だった。」と説明していることから、申立期間の保険料をA市が収納するためには、2か月分の領収証書が必要であったと考えられるが、申立人に当該領収証書が発行されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の保険料を集金していた集金人は所在等が確認できないことから、申立内容を裏付ける関係者の供述は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、大学生であったため、母親が国民年金の保険料を納付してくれた。

母親は、「娘の20歳から就職するまでの国民年金保険料は納付したと思う。」としており、申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の被保険者資格取得日は20歳到達時点であり、当該時点から申立期間直前までの国民年金保険料が納付済みであることは確認できる。

しかしながら、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿（平成4年2月7日作成及び12年6月9日作成）によれば、いずれも申立期間は未納とされていることが確認でき、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間直前の平成6年10月から同年12月までの保険料は7年2月3日に納付されていることが確認できることから、申立人の母親が申立期間の保険料を納付する場合、同日以降となると考えられるところ、申立人は就職のために、同年3月9日にA町からB市に転出したことが戸籍の附票及び申立人が所持している年金手帳の住所欄の記載により確認できる上、申立人の母親は、「申立人が就職するまでの保険料は納付したと思う。」と主張するのみで、当時の具体的な記憶が無いことから、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、「B市から納付書の送付があった記憶は無い。」としてい

る上、申立人の母親も、「当時、娘から国民年金保険料の納付を依頼された記憶は無い。」としていることから、申立人がB市に転出した平成7年3月9日以降に、申立期間の国民年金保険料をB市において納付した事情はうかがえない。

加えて、申立人は、保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで
私は、子供が3、4歳の頃、自宅に来た市の職員と思われる若い男性から、厚生年金保険に加入している者の妻は昭和37年から国民年金に加入できることになった旨を聞き、国民年金に加入した。当初の国民年金保険料は、100円だったことを覚えており、納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、遡って任意加入被保険者となり得ないところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月以降に払い出されたものと推認されることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得欄には「昭和41年4月1日 任」と記載されている上、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に交付されたことは無いとしており、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の申立期間は、それぞれ未加入期間と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 21 日から 36 年 3 月 26 日まで
昭和 36 年*月*日に、私の父親が他界したため、一人家に残された母親を支え農作業を手伝うため、A社を退職し、同月中に実家のあるB県に戻った。
また、37年*月には兄も他界し、帰郷してからは、自分にのしかかった事柄で、当時25歳の私の頭の中は何も考えられない状態だったため、脱退手当金の請求や受領はしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前のB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされていないが、同社の厚生年金保険被保険者台帳によれば、脱退手当金が支給決定されたことをうかがわせる記載が確認できる（ただし、当該脱退手当金の支給記録は、同台帳の記載内容の一部に不備があるとして、オンライン記録には反映されていない。）。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 3 月 18 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 27 日から同年 11 月 30 日まで
④ 昭和 38 年 1 月 18 日から 40 年 1 月 24 日まで

私は、以前、年金の受給手続で社会保険事務所（当時）に行った際に、昭和 36 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで勤務したA社、同年 11 月 1 日から 37 年 3 月 17 日まで勤務したB社、同年 4 月 27 日から同年 11 月 29 日まで勤務したC社及び 38 年 1 月 18 日から 40 年 1 月 23 日まで勤務したD社については、脱退手当金が支給されていると言われたが、脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険脱退手当金支給報告書によれば、最初の資格取得年月日欄には、A社に係る取得年月日が、また、最後の資格喪失年月日欄には、D社に係る喪失日が記載され、脱退手当金の支給額の基礎となった期間として、申立事業所4社（以下「申立事業所」という。）に係る被保険者期間が合算されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該支給報告書の記載内容とオンライン記録は一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人が申立期間前に勤務していたE社については、脱退手当金が未請求となっているが、E社は申立事業所とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことから、当該期間が未請求となっていることに不自然さはない。また、申立期間後に勤務していたD社については申

立事業所と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたものの、勤務期間が1か月と短期間であったため請求漏れが生じた可能性がある。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 13 日から 47 年 2 月 16 日まで

平成 12 年頃に社会保険事務所（当時）へ年金相談に行った際に A 社の厚生年金保険の加入期間はもらっていると言われたが、当時はその意味が分からなかった。その後、平成 22 年 9 月に日本年金機構より脱退手当金に関する確認ハガキが届き、A 社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとされていることを知ったが、私は脱退手当金をもらった覚えは無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、B 社会保険事務所（当時）で脱退手当金の支給決定を行ったことを意味する「脱 B」の表示が確認できることを踏まえると、申立人の意志に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

なお、脱退手当金の支給の際には、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、申立人が申立期間前に勤務していた 3 社については、脱退手当金が未請求となっているが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 28 日から 48 年 8 月頃まで

私は、A社B支店で勤務した後、転勤して昭和 46 年 1 月 28 日から 48 年 8 月頃まで同社C支店に勤務しており、当該期間は私の妻とD氏と一緒に勤務していたことを覚えている。

それにもかかわらず、同社C支店で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社C支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立期間のうち、昭和 46 年 3 月 2 日から 48 年 6 月 20 日までの期間はE社（F市所在）に係る雇用保険の加入記録があり、申立人の妻も、申立期間のうち、46 年 4 月 1 日から 47 年 5 月 15 日までの期間はG社（F市所在）に係る雇用保険の加入記録があることから、申立人は、申立期間において、申立事業所があるH県ではなく、F市に居住していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立事業所において、申立人の妻及びD氏と一緒に勤務していたとしているところ、当該3人が同時に雇用保険の加入記録があるのは、昭和 45 年 3 月 1 日から同年 12 月 26 日までであり、申立期間より前の期間である。

さらに、A社は、申立期間当時、F市の本社において厚生年金保険の一括適用事業所となっていることから、F社会保険事務所（当時）管内の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を申立人の氏名及び生年月日により検索したが、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを示す記録は確認できない上、申立事業所本社は、「申立人については、申立期間より前の期間の厚生年金保険の関係書類は残っているが、申立期間における書類は見当たらない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 2 月以降は国民年金に加入し、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる上、申立人の妻も、同年 6 月以降、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 8 日から同年 3 月 12 日まで
② 昭和 35 年 3 月 18 日から同年 5 月 3 日まで
③ 昭和 36 年 8 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
④ 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 39 年 5 月 7 日から 40 年 3 月 20 日まで
⑥ 昭和 42 年 3 月 6 日から同年 4 月 26 日まで

私は、脱退手当金の制度も知らず、受給した覚えが無いにもかかわらず、昭和 43 年に脱退手当金が支給されたことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書、被保険者期間調査依頼書、厚生年金保険被保険者記録（回答）、脱退手当金計算書及び領収書が保管されており、脱退手当金裁定請求書及び領収書には申立人の署名、押印が確認できる上、脱退手当金の裁定、支給事務手続が適正に行われていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2089 (事案 662 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 10 日まで
私は、昭和 26 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 10 日まで A 社に勤務し、結婚のため退職した。
同社の厚生年金保険加入記録を確認したところ、脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。
新たな資料は無いが、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給された記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日である昭和 32 年 1 月の前後 2 年間に資格を喪失した女性 31 人のうち、申立人を含む 17 人に脱退手当金の受給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されており、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、iii) 申立人は、申立事業所を退職後、別の事業所に勤務し、厚生年金保険に加入しているが、申立事業所での厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは別の記号番号が払い出されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、iv) 申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から申立期間に係る新たな資料の提出は無いが、再度、調査をしてほしい旨申立てをしている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対する

あっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立てに基づいて改めて調査したが、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業主による代理請求がなされたものと考えられることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人から脱退手当金を受け取っていないことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 14 日から同年 5 月 1 日まで
私の夫は、昭和 28 年 1 月 14 日にA社の正社員になり、29 年 5 月 26 日まで勤務した。

しかし、昭和 28 年 1 月 14 日から同年 5 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚二人に照会したところ、一人から回答があったが、申立人を知らないとしているため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得日も、当該被保険者台帳及びオンライン記録と同じ昭和 28 年 5 月 1 日と記録されている。

さらに、申立事業所は既に閉鎖されており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、当時の申立人に係る勤務実態等を確認することができない。

加えて、申立事業所の被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 31 日から 47 年 1 月 1 日まで
私は、A社に昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 12 月 30 日まで勤務し、退職した翌日の 31 日は有給休暇扱いにしてもらうようにしていた。
しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、同社における資格喪失日は昭和 46 年 12 月 31 日となっており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所において昭和 46 年 12 月 30 日まで勤務し、翌日の 31 日は有給休暇扱いとし、同日付の退職日になるようにしてもらったとしているが、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も亡くなっている上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録の離職年月日は、同年 1 月 30 日となっているため、申立人の申立期間に係る在籍状況及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人は、申立期間の昭和 46 年 12 月 31 日は申立事業所は休業日であったとしているため、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた者全員について厚生年金保険の資格喪失日を確認したところ、12 月 31 日で資格を喪失している者は申立人を含め 3 人いるが、翌 1 月 1 日で資格を喪失している者はいない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について覚えていない上、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 11 日まで
私は、昭和 35 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 11 日まで、A社の社員としてB市の店舗で勤務していた。同社に係る厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金を受け取っている記録になっているが、私は、脱退手当金を受け取った覚えは無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年10月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該被保険者名簿において、申立人と同時期の昭和37年から40年までに資格を喪失した者で脱退手当金の受給要件を満たす同僚に照会したところ、4人から回答があり、そのうちの1人が、「私は、脱退手当金を受領したが、当時、申立事業所は、脱退手当金の代理請求及び代理受領をしていた。」と回答している上、同人の記録をみると、39年5月*日に資格を喪失し、同年10月*日に脱退手当金の支給決定がされており、申立人の資格喪失の時期及び脱退手当金支給決定の時期とほぼ同じ時期であることから、申立事業所による代理請求がなされた可能性もうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 19 日から 61 年 8 月 1 日まで
私がA社（昭和 61 年 2 月 1 日に、B社に名称変更）へ転職した時の給与は、転職前の給与に比べて上がっており 40 万円近くあった上、昭和 60 年 11 月に主任、61 年 4 月に課長臨時代理に昇格している。
しかし、同社へ入社時の昭和 60 年 9 月 19 日から 61 年 8 月 1 日までの期間における標準報酬月額は転職前の標準報酬月額と同じ金額となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所へ転職した時の給与は、転職前の給与に比べて上がっていた上、入社後、課長臨時代理等に昇格しているにもかかわらず、申立期間における標準報酬月額と転職前の標準報酬月額が同じ金額になっていると申し立てている。

しかしながら、申立事業所が加入していたC健康保険組合は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 24 万円であると回答としており、これはオンライン記録と一致していることから、申立事業所は、社会保険事務所（当時）にオンライン記録どおりの届出を行ったものと認められる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額が訂正された形跡もみられない。

さらに、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 61 年 8 月に 24 万円から 36 万円に随時改定されているところ、申立事業所が発行した経歴書によれば、申立人は、60 年 9 月 19 日に入社し、同年 11 月に主任、61 年 4 月には課長臨時代理になっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額は、申立人が同年 4 月に課長臨時代理となり昇給したことに伴い、同年 8 月に随時改定が行われたことがうかがえる。

このほか、申立事業所は商業登記簿謄本において平成 22 年 9 月 30 日に解散

していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2094 (事案 656、1232 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 21 日から 38 年 3 月 31 日まで
② 昭和 39 年 11 月 21 日から 41 年 5 月 21 日まで

今でも親交のある A 社時代の友人から、40 年以上前に当該事業所退職時に脱退手当金を受け取ったことについて話を聞いたところ、申請手続、申請に至った経緯、受給金額、受給期日などをはっきりと記憶されていた。しかし、私は、B 社で厚生年金保険に加入した記憶が無く、また、当該事業所で脱退手当金の申請、受給などをした記憶は無い上、会社からも社会保険事務所(当時)からも何の連絡も無かったのに、どうして請求ができるのか。また、C 市で手続をする必要性があったのか疑問である。同友人からの手紙などを提出するので、再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされていること、ii) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 8 月 5 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないことがわれないこと、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 2 回の被保険者期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後において別番号となっていることなどから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 4 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「私は出産のため、B 社を退職してすぐに C 市の

実家に帰り、長男の出産後もしばらくの間は実家にいたので、脱退手当金の請求手続も受領もしていない。また、私が第三者委員会から通知を受け取った後の平成21年6月25日に、年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針が一部改正されたと知ったので、再度審議をしてほしい。」として、再申立てを行っているが、i) 申立人は昭和41年*月にC市の実家で長男を出産し、その後しばらく実家にいたので、同年8月5日に脱退手当金の請求手続をすることはできなかつたと主張するが、請求手続は最寄りの社会保険事務所でも行うことが可能であり、受領手続も社会保険事務所が指定した、請求者の住所から受領に最も便利と認められる銀行又は郵便局で可能であったこと、ii) 申立人が申立事業所に勤務していた当時における元支店長等関係者から申立内容を裏付ける供述は得られず、平成21年6月25日に一部改正があった、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」を踏まえても、申立人の申立内容及びこれまで収集した関連資料等で、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間①の事業所で脱退手当金を受給した友人は、申請から受給までの記憶を明確に覚えている。しかし、私は、最終事業所で脱退手当金の申請、受給などをした記憶は無い。また、会社からも社会保険事務所からも何の連絡も無かったのに、どうして請求ができるのか。」と主張するが、受給した記憶がないというほかに新たな事実の提示は無く、これまでの判断を変更する理由は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 23 日から同年 7 月 31 日まで
私が A 社で勤務していた昭和 36 年 6 月 26 日から 38 年 8 月 1 日までの期間に係る脱退手当金は、受給した覚えはあるが、B 社で勤務していた 35 年 3 月 23 日から同年 7 月 31 日までの期間に係る脱退手当金は受給した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間と申立人が受給を認めている A 社の厚生年金保険被保険者期間は、オンラインの記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間と A 社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、記録上の支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月25日から30年1月18日まで
オンライン記録によると、私が昭和24年3月25日から30年1月18日まで勤務したA社B工場に係る脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後各5ページに記載されている脱退手当金の支給要件を満たす同僚女性のうち、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和30年1月18日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した者27人(申立人を含む。)の脱退手当金の支給状況を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる21人中18人は厚生年金保険の被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な処理であるとは言えない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 22 日から 35 年 4 月 8 日まで
② 昭和 35 年 4 月 18 日から 40 年 8 月 25 日まで

私は、昭和 33 年 7 月 22 日から 35 年 4 月 8 日まで A 事業所に、同年 4 月 18 日から 38 年 4 月頃まで B 事業所にそれぞれに勤務していた。退職後は、両親が住んでいる実家に戻ったが、私も両親も脱退手当金を受け取った記憶は無く、脱退手当金が支給済みになっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間②において勤務していた B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、当該事業所で 2 年以上被保険者期間のある者 21 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名に脱退手当金の支給記録があり、かつ 13 名全員が約 5 か月以内に脱退手当金を支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額は、申立期間①及び②に係る脱退手当金法定支給額と一致しており、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 12 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。